

### 3 神栖市立教育施設ごみ回収処理業務委託（その7）仕様書

#### 1 事業名

3 神栖市立教育施設ごみ回収処理業務委託（その7）

#### 2 委託場所

神栖市土合本町四丁目 9809 番地 2 神栖市立植松小学校  
神栖市土合南三丁目 16 番 36 号 神栖市立やたべ土合小学校  
神栖市矢田部 3120 番地 神栖市立波崎第二中学校  
神栖市土合北一丁目 8 番 10 号 神栖市立波崎第四中学校

#### 3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

#### 4 委託概要

- (1) 本事業は各施設で発生する可燃及び不燃ごみを回収し、回収した可燃ごみは広域 RDF 施設へ搬入し、不燃ごみは神栖市リサイクルプラザに搬入し適正に処理することである。
- (2) 各施設のごみ置場については、落札事業者別途通知する。
- (3) ごみを回収する日については、市教育委員会及び回収する施設と落札事業者で協議のうえ決定する。また、回収するごみの種類と回収頻度と年間の予定回収回数および施設ごとの年間の予定処理量は以下のとおりとする。

可燃ごみ回収 週 2 回 年間 104 回  
不燃ごみ回収 月 2 回 年間 24 回

施設名	可燃ごみ 予定処理量	不燃ごみ 予定処理量
神栖市立植松小学校	5,590 kg / 年	500 kg
神栖市立やたべ土合小学校	4,520 kg / 年	480 kg
神栖市立波崎第二中学校	3,880 kg / 年	500 kg
神栖市立波崎第四中学校	4,210 kg / 年	620 kg

- (4) 月ごとの回収処理量について、翌月の10日までに学務課に業務報告書（別紙様式）を提出すること。

## 5 検収

業務報告書の提出および内容確認をもって検収にかえる。

## 6 委託料の支払いについて

月払いとし、月ごとの委託業務が終了し、業務報告書の提出後の請求により委託料を支払うものとする。

## 7 処理委託の遵守事項

- (1) 各施設から回収したごみは回収の当日午後4時までに指定の処理施設（広域RDF施設または神栖市リサイクルプラザ）に搬入すること。
- (2) 回収処理作業に当たっては、常に清潔な車両及び作業着衣等を使用すること。
- (3) 当該施設内の指定されたごみ回収場所及び職員室以外は立ち入らないこと。また、回収に当たっては市職員又は該当施設の職員の指示に従うこと。
- (4) 当該施設地内は公共施設である為、全面禁煙とする。

## 8 守秘義務

- (1) 落札業者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 落札業者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 上記の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本事業のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は落札業者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること

## 9 その他

- (1) 落札事業者は、作業に際しては、児童等の安全管理を施設と協議し、事故のないように十分留意すること。また、市教育委員会及び当該施設の指示に従い、施設の執務に極力支障を及ぼさないようにすること。
- (2) 落札事業者は、作業員に対し各施設地内及び運搬中の不慮の事故・けが等に対し全ての責務を負うものとする。落札事業者の瑕疵により発生した損害のため必要を生じた経費は、落札事業者が負担すること。（第三者に及ぼした損害を含む）
- (3) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、事前に市教育委員会の承諾を得ること。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めが無い事項については、市教育委員会と協議のうえ、決定すること。